第二条の三十一の表第二条の七第三項の項を次のように改める。

第二条の七第三項	内の預入等	内の預入等又は第二条の三十二第五項に規定する積立期間の末日後の預入等
前条第二項	第二条の三十一において準用する前条第二項	
第二条の二十一第一項	第二条の三十一において準用する第二条の二十一第一項	
次条第二号	第二条の三十一において準用する次条第二号	
第二条の二十一の二第一項	第二条の三十一において準用する第二条の二十一の二第一項	

第二条の三十一の表第二条の八の項中「国外勤務期間内」を「国外勤務期間内若しくは第二条の三十二第五項に規定する積立期間の末日後」に、「若しくは育児休業等期間内」を「、育児休業等期間内若しくは第二条の三十二第五項に規定する積立期間の末日後」に改め、同表第二条の二十一第五項の項の次に次のように加える。

第二条の二十一の二の見出し	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書等	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書等
第二条の二十一の二第一項	その提出後	その提出後第二条の三十二第五項に規定する積立期間の末日前に
第二条の七第一項	第二条の三十一において準用する第二条の七第一項	
第二条の二十六	第二条の三十一において準用する第二条の二十五	
育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書	
財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又は第二条の二十第一項の規定による申告書	財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書又は第二条の三十一において準用する第二条の二十第一項の規定による申告書	
第二条の二十一の二第二項	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
第二条の十三第一号	第二条の三十一において準用する第二条の十三第一号	
第二条の十二第一項	第二条の三十一において準用する第二条の十二第一項	

法第四条の二第一項第四号	法第四条の三第一項第四号	
第二条の二十一の二第三項	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
第二条の二十六	第二条の三十一において準用する第二条の二十五	
第二条の二十一の二第四項	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書

第二条の三十一の表第二条の二十四第三項の項中「若しくは海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を「、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」に、「若しくは海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を「、海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」に改め、同表第二条の二十五第四項の項及び第二条の二十五第六項の項中「海外転勤者の国内勤務申告書」の下に「、育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を、「海外転勤者の特別国内勤務申告書」の下に「、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」を加える。

第二条の三十二第一項中「前条において準用する第二条の二十一第一項の規定による申告書を提出している者にあつては、同条第四項の規定による申告書を提出する日」を「次の各号に掲げる申告書を提出している者にあつては、当該申告書の当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条において準用する第二条の二十一第一項の規定による申告書　同条第四項の規定による申告書を提出する日

二　前条において準用する第二条の二十一の二第一項の規定による申告書　その申告書（当該申告書に係る同条第三項の規定による申告書を提出している場合にあつては、当該申告書）に記載された同条第一項に規定する育児休業等の期間の終了の日の翌日

第二条の三十四中「同条第四項」を「同条第四項、第二条の二十一の二第一項、同条第三項」に、「海外転勤者の特別国内勤務申告書」を「海外転勤者の特別国内勤務申告書、育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告書」に改める。

第三条の三第一項中「、火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会」を削る。

第四条の二第一項第二号中「上場されている株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。以下この号において同じ。）」を、「株式会社」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資法人」を加え、「同法」を「金融商品取引法」に改める。

第五条の三第二項中「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、「第十条の五の四第一項」の下に「、第十条の五の五第五項及び第六項」を加え、同条第十二項第八号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に、「又は希少疾病用再生医療等製品」を「、希少疾病用医療機器又は希少疾病用再生医療等製品」に改める。